

チェックシート 【⑥京都市外へ転出される時】（1/3）
 区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
 他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口 の色
	転出届 転出する日までに	本人 又は世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・マイナンバーカード（国外転出の方） ・（代理人の場合は）委任状 	2 ・ 3	戸籍住民担当	オレンジ
	印鑑登録	-	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証（カード）を返却してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ・転出予定日までは印鑑登録証明書の請求が出来ますが、「印鑑登録証」の提示が必要です。 </div>			
	転校手続（中学校） 転校手続（小学校）	保護者	転校前の学校に転学届を提出し、在学証明書・教科用図書給与明細書を受け取って下さい。			
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方） 転出した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ・未納の保険料がある場合は、精算が必要です。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 	10	保険年金担当	ピンク
	後期高齢者医療 転出した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書又はマイナンバーカード ・マイナンバー通知カード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 			
	重度障害老人健康管理費 転出した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害老人健康管理事業対象者証 			
	国民年金（加入者） 転出した日から14日以内	本人 又は世帯主	手続きは不要です。但し、海外に転出される場合で任意加入を希望される場合は手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・（手続きされる場合には）届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） 	11		
	国民年金（受給者） 転出した日から14日以内	本人	「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。新しい住所地を所管している年金事務所に確認してください。			
	敬老乗車証 転出届出後	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老乗車証 	20		
	老人医療 転出届出後	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給者証（老） 			
	介護保険 （65歳以上の方） 転出した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・各種減額証（お持ちの方のみ） ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ・要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を受け取って下さい。 </div>	21		健康長寿推進課 緑
	肝炎治療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・府内へ転出の場合は、新しい住所地で手続きをしてください。 ・府外へ転出の場合は、新しい住所地で手続き後、受給者証を京都府健康対策課へ送付してください。 			
	被爆者健康手帳		特に返還の必要はありません。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ・新しい住所地で手続きをしてください。 </div>	24		

チェックシート 【⑥京都市外へ転出される時】（2/3）

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	飲食店等 (営業許可・届出)	本人 又は代理人	右記までお問合せください。	80	医療衛生コーナー	紫
	理容所・美容所 クリーニング所 公衆浴場等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL:746-7209			
	飼い犬登録変更	飼い主	右記までお問合せください。			

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	身体障害者手帳	本人 又は代理人	手続きは不要です。 ■新しい住所地で手続きをしてください。	50	障害保健福祉課	緑
	療育手帳	本人 又は代理人	・住所変更届			
	精神障害者保健福祉手帳	本人 又は代理人	手続きは不要です。 ■新しい住所地で手続きをしてください。			
	重度心身障害者医療 転出届出後	本人 又は代理人	・福祉医療費受給者証 (障)			
	特別児童扶養手当 転出届出後	本人 又は代理人	手続きは不要です。 ■新しい住所地で手続きをしてください。			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 転出届出後	本人 又は代理人	手続きは不要です。 ■新しい住所地で手続きをしてください。			
	難病等の医療費の 公費負担		受給者証を返還してください。 ■新しい住所地で手続きをしてください。	51 52	子どもはぐくみ室	緑
	児童手当 転出届出後	受給者 又は代理人	(申請の受付は市役所※1で行っていますが、右記窓口でも申請できます。) ■新しい住所地で転出予定日から15日以内に 手続きをしてください。 ■児童のみが転出される場合は、右記窓口まで お問合せください。			
	子ども医療 転出届出後	保護者 又は代理人	・子ども医療費受給者証 (申請の受付は市役所※1で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	■必要時、新しい住所地で手続きをしてください。			
	児童扶養手当 転出届出後	受給者	■ひとり親世帯での転出の場合は、住所変更 (転出)及び新しい住所地で住所変更(転入) の手続きをしてください。 ■児童のみが転出される場合は、右記窓口まで お問合せください。			
	ひとり親家庭等医療 転出届出後	受給者	・福祉医療費受給者証 (親) ■児童のみが転出される場合は、右記窓口まで お問合せください。			
	小児慢性特定疾患医療費助成	保護者	・受給者証 ■新しい住所地で手続きをしてください。 (受給者証の写し持参)			
	自立支援医療費(育成医療)	保護者	・受給者証 ■新しい住所地で手続きをしてください。			
	妊婦健康診査受診券等 〔妊娠中の方〕	本人	特に必要なものはありません。 ■新しい住所地で手続きをしてください。			
	乳幼児健康診査 〔5歳以下の 子どものいる方〕	保護者	特に必要なものはありません。 ■新しい住所地で手続きをしてください。			

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL222-3777（同分室のみ郵送可）
〒604-8571中京区上本能寺前町488 京都市役所北庁舎6階

チェックシート 【⑥京都市外へ転出される時】（3／3）

市税に関すること

現在、区役所内に市税の窓口はありませんので、税に関するお問合せは、区役所2階（西側）に設置しております税所属直通電話を御利用いただくか、以下の問合せ先に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

個人市民税（普通徴収）に関すること

【市税事務所市民税室市民税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光4階（TEL：746-5843）

固定資産税（土地・家屋）に関すること

【市税事務所固定資産税室固定資産税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階
（TEL：（土地）746-6451、（家屋）746-6452）

軽自動車税（種別割）に関すること

【軽自動車税事務所】伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階
【軽自動車税事務所（分室）】中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階
（TEL：213-5467）

※税所属直通電話の運用時間は8：45～17：00

管理所属は京都市行財政局税務部税制課（TEL：222-3155）